

社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会 行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、女性が管理職として活躍でき、全ての職員が能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境をつくるため、一般事業主行動計画を次の通り策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日

2. 目標と取組内容

目 標 : 管理職（所長・係長級を含む）以上に占める女性割合を10%以上増やすため。

取組内容： 令和4年10月～ 女性管理職に対するヒアリングの実施

令和5年 4月～ 女性管理職育成を目的とした研修プログラムの作成

令和5年10月～ 管理職候補となる女性労働者の育成・研修を実施